

徳島市広報のあり方検討会議設置要綱

(目的)

第1条 徳島市の広報のあり方を見直すにあたり、次に掲げることについて、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら検討することを目的として、徳島市広報のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

- (1) 市が実施している広報活動の課題の整理及び検証に関する事項
- (2) 市が今後実施する広報活動の方向性と具体的な方策案の妥当性の検討に関する事項
- (3) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(開催期間)

第2条 検討会議の開催期間は、平成31年3月31日までとする。

(委員構成)

第3条 検討会議は、委員5人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係団体を代表するもの
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 検討会議には委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は検討会議の進行を行う。

(会議)

第7条 検討会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、企画政策局広報広聴課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。